

令和元年度 第7回奈良市景観審議会 景観計画策定部会 会議録

開催日時	令和2年1月28日（火）午後1時30分から午後5時		
開催場所	はぐくみセンター 8階 多目的講座室		
出席者	委員	平尾会長、北村委員、谷澤委員、山口委員、山本委員【計5名】 (欠席1名)	
	事務局	荻田都市整備部長、田中都市整備部次長、松山都市計画課長、徳岡奈良町にぎわい課長、佐々木都市計画課課長補佐、伊藤都市計画課係長、山口文化財課係長、小西・辰己（都市計画課） 他	
開催形態	公開（傍聴 0人）	担当課	都市整備部 都市計画課 教育委員会 教育部 文化財課
	議題又は案件		
【案件】 奈良市景観計画・屋外広告物条例の改正について			
議事の概要及び議題又は案件に対する主な意見等			
	<p><b>【案件】奈良市景観計画・屋外広告物条例の改正について</b></p> <p><b>1. 大規模行為の景観形成基準</b> (事務局から説明)</p> <p>委員 現基準に記載されている「調和に配慮」が改正案では削除されている。理念的な基準ではあるが、基本的に重要であるため、共通基準の基準No.1に「調和に配慮」という文言を追加した方がよい。</p> <p>委員 基準No.3の解説図について、町並みの連続性確保と壁面後退によるゆとりスペースの確保は、それぞれのエリアを想定しているのか。</p> <p>事務局 1つの景観区域でもそれぞれのケースがあり、明確に示すことはできないが、主に想定する景観区域をガイドラインに示してイメージしやすいようにする。</p> <p>委員 壁面を後退させてゆとりスペースを確保するとあるが、道路側の空間が駐車場になってフェンスが続く景観は改善したい。</p> <p>事務局 基準No.19と併せて運用することで、ゆとりスペースの緑化を誘導して植栽等で連続性に配慮することを想定している。</p> <p>委員 基準No.3に、「公共用空地からの見え方に配慮する」という趣旨を盛り込んだ方がよい。</p> <p>委員 基準No.19について、現基準の「駐車場、駐輪場は適切な位置に設け」は重要な内容であるため削除すべきではない。</p> <p>委員 資料1頁の前回部会における意見への対応で、「勾配屋根については、景観形成重点地区の基準として設定することとし、大規模行為の基準には設定しない」とあるが、設定した方がよいと思う。絶対基準で難しいのであれば、例えば1,000㎡以上、15m以上の大</p>		

	規模建築物に限定して、誘導基準として追加してはどうか。現基準の「勾配屋根を用いるなど地域特性を生かした形状とすること」だけでも効果はあると思われるため、追加を再度検討すること。
委員	色彩基準3、4についても、Y、YR、R系、無彩色に限定し、明度8、9あたりを規制してもいいのではないか。
委員	基準No.16に「色相・明度・彩度の差を小さくし」とあるが、白黒パトカー建築が申請された際にこの基準で指導できるか。彩度については色彩基準で狭く絞り込んでいるので問題ないと思うが、コントラスト（明度差）が問題ではないか。明度差は1.5以下とすべきということを書かれている先生もいる。1.5以下が厳しすぎるのであれば、2以下とするなど、数値基準を追加した方が良いのではないか。そうすることでトーン調和に近い形での調和を図ることができるのではないか。
委員	コントラストも抑えたいところだが、高明度の二色使用なら、一色は低明度にした方がいよいとも思う。
委員	景観形成重点地区の色彩基準では、1階・2階については白色を認める但し書を追加しているが、これは大規模行為の色彩基準にも適用した方が良いと思う。
委員	自然素材については、ガイドラインで写真などを示して解説するのか。
事務局	はい、ガイドラインで解説する。
	<b>2. 景観形成重点地区について</b> (事務局から説明)
委員	資料3頁、沿道景観形成重点地区の市街地型の景観形成基準の考え方に「建築物等が連なる」とあるが、市街地型のなかには、建築物が連ならず、緑化誘導が中心の区間もある。目指す沿道景観の方向性によって類型を分けた方が良いと思われる。
委員	国道24号は別の類型として、他の沿道景観形成重点地区よりも基準を緩めることも考えられる。
事務局	国道24号など、沿道景観形成重点地区で広域幹線に分類している地区は、奈良県景観計画と調整して景観形成基準を設定している。
委員	西九条佐保線と大森高畑線は市街地型で良いかは検討が必要である。次回検討する。
委員	基準No.15について、「やむを得ない場合は…」は削除すべきである。むしろ、「下屋も同様に勾配屋根とすること」を追加すべきである。
委員	基準No.14の開口部の基準について、一般的に歴史的な地区の基準では「格子窓を用いる」などを設定することが多い。追加を検討すること。
委員	ガラスの利用については基準の検討が必要である。開口部のガラス面はデザインが上手であれば良いが、そうでなければ景観を阻害しかねない。ガラス面の内側からモニターを掲出する事例や、重要な寺院の目の前でガラス張りの居室を設けようとして問題になった事例もある。
委員	デザインの質の問題については、窓口指導だけでは対応できない事例も生じる。そのような場合に専門委員の意見を聴取することができるような仕組みを導入することも検討

	した方が良い。
委員	機動性のある体制づくりは必要である。
委員	パンフレットなどを作成して、良好な景観に誘導するための事例を紹介していくことも重要である。その際、紹介する事例は注意して選ぶ必要がある。
委員	大規模建築物の分棟を進めるなかで勾配屋根を誘導すると、のこぎり屋根などで対応する事例もある。大規模建築物に対して、勾配屋根を付ける際の良い付け方のイメージについて、事例等を集めながら示していけると良い。
	<b>3. 奈良市屋外広告物条例の改正について</b> (事務局から説明)
委員	フォトモンタージュから第1種特別許可地域では今回の改正が有効になることがよく分かった。
委員	ひとつの建築物にさまざまな色彩の広告が掲出されて、バラツキがあることが課題と感じる。トーンや地色は合わせることができると良い。
委員	広告物の掲出の際に相互の調整は考えないため、広告物側の規制だけでは対応が難しい。むしろ建築物側で屋外広告物の掲出を規制することが大切である。
委員	建築物の側からすると、壁面広告物の掲出は2階以下とすることが望ましい。
委員	違反広告物の撤去等の是正を推進することは、老朽化した広告物による被害を防ぐ意味でも大切である。規制の強化については、安全・安心面も実施しているという説明をしていくことが大切である。
委員	防災から広告や景観にアプローチする視点は重要である。
委員	神戸市では撤去費用に補助があると聞いている。
委員	広告物については市民のムーブメントは強い。住んでいる人はいつもチェックできることになる。
委員	基準を作って規制をするが、それを支援するのは市民の力だと思う。
事務局	広告物の色彩基準について、現在の基準は明度の規定がないため、フォトモンタージュで示すように、R系でも明度の高いピンク色が可能となってしまう。色彩基準については再検討して、次回再度提案したいと考えている。
委員	ベースカラーについて、歴史的景観形成重点地区は茶、紺、グレー、黒に限定してはどうか。まちなか景観形成重点地区は深緑も追加、沿道景観形成重点地区は建物壁面と調和させる。
委員	地色だけでなく写真も問題である。
委員	デザインも問題である。
委員	フォトモンタージュで示されたような事例は、大きな広告物だからできてしまうデザインでもある。大きさを小さく制限すれば、そのようなデザインにはならないとも思われる。
委員	まずは大きさや量を規制することが重要である。その次のステップとして色彩の検討になる。段階を経ながら、進める必要がある。那須の御用邸につながる道路では、ベースカ

委員	ラーを決めており、他にない良好な広告景観が形成されている。 奈良においても、地色は奈良カラーしか用いないという地区があっても良いと思われる。
----	---